

テュルゴーにおける「寛容」の問題 (下)

渡邊 恭彦

一 問題の設定

二 テュルゴーにおける寛容の思想の生成と展開

- (a) 理性宗教論
- (b) 道徳的宗教論
- (c) 市民的寛容論 (以上前号)
- (d) 経済論的寛容論 (以下本号)
- (e) 自然宗教論的寛容論
- (f) 政治的寛容論

三 結び

——テュルゴーの寛容論の特色——

(d) 経済論的寛容論

以上のようにテュルゴーは、自らその渦中に立たされた現実の宗教的・思想的紛争に触発されて、自然権としての良心の権利と信仰の自由の尊重、聖俗両権の峻別と相互不干渉、諸宗派・諸勢力の協調による平和と秩序の確立、合理的な宗教道徳による人民の連帯意識の実現という「市民的寛容」の重要性を主張するにいったが、彼をして宗教的寛容の必要性を主張せ

しめた観点がもう一つあった。それは経済論的寛容論とも呼べる経済的実益の側面からする宗教的寛容の主張であって、テュルゴーの寛容の思想を特徴づける重要な点となっている。

テュルゴーの経済問題への関心は、ソルボンヌ時代に書かれた紙幣論におけるジョン・ローの財政政策批判や歴史哲学諸論文における経済的事実の重視という形で早くから見出せるが、現実の経済問題への関心は、彼がバルルマンの請願受理委員としての実際上の必要からグルネーやトリュデーヌらの實際家たちと接触したり、タッカー、チャイルド、ロック、ヒューム、カンティヨン、ケネー等の英仏の経済学者たちの著作を読み始めたことによって急速に深められていった。そしてこの頃のテュルゴーの経済問題に対する関心の広がりや深まりは、一七五三―五四年の政治経済学に関する未完の諸論稿や一七五五年のタッカーの書物の翻訳とそれに対する註釈あるいは一七五七年の『百科全書』への二つの寄稿論文『市論』(Foire)および『財団論』(Fondation)のなかに、さらにまた一七五九年の『ヴァンサン・ド・グルネー頌』(Éloge de Vincent de Gournay)のなかに見出すことができる。

ところで現在のわれわれの課題すなわちテュルゴーの「寛容」の概念の生成と展開という点からみたとき、タッカーの書物の翻訳と註釈 (Questions importantes sur le commerce à l'occasion des oppositions au dernier bill de naturalisation des protestants étrangers, de Josiah Tucker) および『財団論』は決して見落してはならないものとなってい

る。すなわち前者は、英国議會が外国人プロテスタントの帰化法案を否決したことに対してタッカーが表明した経済的自由と宗教的寛容の同時的主張にテュルゴーが全面的賛意を寄せるとともに経済問題について若干の補足と見解を付したものである。また後者においてはテュルゴーは、従来の「財団」すなわち教会や修道院が人々から寄附金を集めて作った救貧院や病院などの社会的公共施設は、単にその機能・運営が腐敗墮落しているばかりかその存在そのものが個人の財産（土地と資本）の全面的活用と生産力の継続的發展にとって一大障害物となっていることを指摘してこの「不生産的記念物」の撤去を主張し、個人の自由意志と相互援助の精神の浸透（「教育の全般的完成」による「市民精神」の普及）ならびに個人財産の完全な自由な活用にもとづく国家の繁栄を理想としている（シエル編『テュルゴー著作資料集』一卷五八四―五九三頁）。

このようにテュルゴーは、一七五五年から五九年にかけての時期に、英仏の経済学者や実業家たちの影響と自己の現実観察とにもとづいて経済的自由主義の思想を身につけ、国民生産力の全面的解放と育成という経済的観点から宗教的不寛容政策を非難し、時代遅れとなった宗教的施設を鋭く批判するにいたったのである。すなわちテュルゴーはここにおいて、あたかもチャールズ二世の反動的宗教政策の時代にウィリアム・ベティが国富の蓄積と増大という観点からオランダの「信教の自由」を賞揚しフランスおよびスペインの聖職者たちの徒食を批判したように、国民経済的視点に立つブルジョワ・イデオログとし

て、不寛容政策によって生じた商業上および産業上の不合理や伝統的宗教的遺物を鋭く暴露しその撤廃を強く要求するにいたったのである。かくしてここにテュルゴーの「市民的寛容」の思想は、自由主義的経済思想と緊密に結びついて彼を時代と対決せしめるにいたった重要な役割を演じたのである。そしてその点こそテュルゴーの寛容論の一つの大きな特色をなしているのである。

(e) 自然宗教論的寛容論

ではこのように一七六〇年頃までに成熟をみたテュルゴーの市民的寛容の思想はその後どのような形で展開をみたであろうか。われわれはそれを、一七六七年のマルモンテル批判および一七七五年のルイ一六世の聖別式の形式についての『意見書』（Mémoire）のなかにみることが出来る。前者マルモンテル批判が書かれた経緯は次のようである。

前記の秘蹟拒否事件および信仰強制告白事件は、一七五四年八月の「国王の宣言」（Déclaration royale）と一七五六年十月の法王の「廻状」（encyclique）とによって一応終息したが、しかしその後幾多の不祥事件が発生し、それとともに一層大胆な宗教と教権に対する批判が行なわれるようになる。一七五九年には『百科全書』への二回目の弾圧が行なわれ、一七六一年にはバルマンとジェスイットの対立が再び始まる。一七六二年にはカラス事件が起こり、バルマンはジェスイット教団閉鎖の命令を下す。またこの年ルソーの『社会契約論』が出さ

れる。一七六三年にはヴォルテールがカラス事件をめぐって『寛容論』を書く。この事件の再審理に際してはテュルゴーも判事の一人として加わり、他の三九人の判事とともに満場一致で名誉回復を決定した。さらに一七六四年にはシルヴァン事件が起こり、ジェスイット教団はついに解散される。この年ヴォルテールの『哲学辞典』が出る。一七六五年カラスの名誉回復が行なわれたかと思うと六六年にはラ・バル事件が発生し、六七年にはジェスイットの国外追放令が出される。この間王権側とバルマンとの間にも対立が起こる。そしてその後一七七一一年のバリのバルマンの追放、一七七五年の「穀物騒動」(guerre des farines)にいたるまで、シルヴァンの再審理、ドルバックの『暴かれたキリスト教』および『自然の体系』の公刊(六七年、七〇年)等、教会側に対する熾烈な抵抗が行なわれる。ところで一七六七年には、その四月に出されたマルモンテルの反宗教的著作『ベリゼール』(Bélisaire)をめぐってヴォルテールの『お人好し』をはじめとして多くの人々が論戦を展開したがテュルゴーもその一人に加わったのである。すなわちテュルゴーは、一七六七年に『ベリゼール』の三七の不敬虔な考えに対して一青年キリスト遍在論者の呈示する三七の真理『(Les trente-sept vérités opposées aux trente-sept impiétés de Bélisaire par un bachelier utiquiste)』と題する作品を発表して自己の立場と見解を表明したのである。

さてこの作品は、ソルボンヌが『不敬虔』の疑いがあると烙印を押した『ベリゼール』のなかの三七の命題に対してテュル

ゴーが自己の考えを「真理」として対置させ、特定の宗教や教義に偏することなく、もっぱら「良識」に訴えて(二巻六八五頁)批判もしくは論評しようとしたものである。テュルゴーは冒頭で『ベリゼール』の読後感を次のように述べている。「この悪書は私がそれを読んだ際一度ならず私の称賛を勝ち得たこと、また彼が説くところは消えることなき文字で私自身の心のなかに刻みこまれた道徳と徳についての本源的な教えの発展にすぎないようにみえたこと、こうしたことによって私を魅了したことを、私は恥じながら告白するのである。私は、その声に耳を傾けていればいる程ますます私の耳が思龍の声に対して無感覚になって行くのに、気付かなかった。」(同六八三頁)。そして「思龍の声」よりも「自然の声」を聞かせてくれたマルモンテルに対しては次のようにいっている。「しかしながら私は次のようにいう義務を負っている。信仰の貴重な灯は薄らいだとはいえ私の心のなかでは全く消え去ってしまったわけではない。私は、『ベリゼール』の著者がその徳と善行とによって知られた多くの異教徒たちを大胆にも天国に導き入れているのを、非常に耐え難い思いで眺めた、と。このことについて彼がいつていることは、私には軽率で不正確で真の原理とは全く相反しており、またすべての神学者的な耳をもった者にとっては恐ろしい程厳しいものに思えた。私はそのことで心から苦しんだ。私は著者を非難した。しかし同時に、私が彼の書物を読んだときに精一杯用いたあの寛容の精神(esprit d'indulgence)が私をして彼を許すことを可能ならしめた。」(同六八三―六八

四頁)。

この告白のなかにみられるように、「信仰の灯が薄らいだとはいえ全く消え去ってしまったわけではない」テュルゴーにとっては、マルモンテルの著書のなかには、とくに異教徒の評価に関して、軽率で不正確であまりにも大胆な主張があるように思われ、彼はそれを精一杯の「寛容の精神」で読まねばならなかった。しかし彼はそのなかに「自然の声」を聞きそれに聞き入っているうちにすっかり魅了され、知らぬ間に「恩寵の声」に無感覚になってしまい、まさにこの故にマルモンテルに同情と共感をすら覚えたのである。そしてテュルゴーは、徒らに彼を非難するのではなく、「全く純粋な理論」の故に「一人の哀れな俗人の誤りを博士の誤りと裁くのと同じ厳しさをもって裁いた」(同六八五頁)ソルボンヌから彼を守り、ソルボンヌの真の意図をも冷静に検討しながら彼の「誤り」に対して「真理」を示し、「自分なりの仕方」で世人の教化に貢献(同六八三頁)しようとしたのである。

かくしてテュルゴーは、マルモンテルの三七箇所の「誤り」を「救済に関する諸宗教の無差別」(De l'indifférence des religions par rapport au salut)と「宗教に対する君主の無関心」(De l'indifférence des Princes pour la Religion)に関するものに分けて、それぞれについて「真理」を示した(同六八七―七〇一頁)。そして彼は、「寛容な君主」を「宗教に冷淡な君主」ととり違え、「市民的寛容」を「宗教の本質」と考えるソルボンヌの考え方を批判し、社会の平和と秩序の安定

のためには君主の宗教に対する「無関心」が必要であり、宗派間の「嫉妬」や君主の「専制」や宗教者の「不寛容」は許し難いものである、といわゆる「市民的寛容」の重要なことを史実にもとづいて示すとともに、『ペリゼール』のいう「思想の自由」、「行動の自由」に対しては、一般に人間は自己の「感情」よりも神の示す「法」を導き手としなければならない、と十分な自重を要請している(同六九四、六八八頁)。

テュルゴーは、一七五三年および五四年の寛容に関する書簡では、理想主義的・人民主権説的観点から自然権としての良心の権利と個人の信仰の自由を正当化し、同時に現実主義的・国家主義的観点から「教会の無謬性」の否定と宗教に対する「君主の無能力」とを論拠として聖俗両権の分離・不干渉を説いた。しかもその主張は十分な確信をもって表明された。しかるにこの著作では、不祥事件の続発するなかで書かれたためか現実的側面に重点がおかれていて、個人の信仰に対する教会側の「無差別」および王権側の「無関心」による社会の平和と秩序の確立を強く求めており、しかも彼自身の内面の動揺もあってそれはかなり重い調子を帯びていて、われわれはそこに彼の精神の危機と時代転換の意識とをはっきりと読みとることができ(われわれはここにおけるテュルゴーの寛容論を、彼が反宗教的時代傾向に抗して敢て自然宗教の立場を守ろうとしたという意味で自然宗教論的寛容論と呼び得るであろう)。

ところでこの自然宗教論的寛容論におけるテュルゴーの心情告白は、ルソーの『エミール』(一七六二年)における『サヴ

「オア人助任司祭の信仰告白」を想起させるものがある。しかしルソーとテュルゴーとの間には、等しく自然宗教の立場に立ちながら、前者は貧しい農民や迷える青年に心情的に訴えかけ伝統的信仰とは離れた独自の神秘的な自然宗教をうちたてようとしているのに対して、後者は「無関心説」を中心として歴史的・理論的に市民的寛容を説き、信仰と公共の利益とに対する一般的関心を喚起することによって市民社会全般の統一と平和の確立に貢献しようとする問題意識の相違がみられるのである。

(f) 政治的寛容論

一七七五年六月一日ルイ一六世はランスで聖別式を行なった。この年四月から五月にかけてデイジョンを中心として「穀物騒動」が起こりバリも不穏な状態にあった。このようななかでルイ一六世は、六月八日全宮廷を挙げてヴェルサイユを出、さまざまな儀式に一週間を費して一七日ヴェルサイユに戻った。

テュルゴーは、これが行なわれるに先立ってその儀式の形式を変更する必要があることを強く認め、マールゼルブとも語って国王に『意見書』を送りその変更を勧告しようとした。すなわち、聖別式は従来カトリックの教義に則って行なわれ、その際国王は慣習として「異端を絶滅する」(exterminer les hérétiques) 旨の「宣誓」(serment)を行なわねばならぬことになっていたが、テュルゴーは、この宣誓は無知と迷信と不寛容

の時代に始められた形式であって、これを現在そのままの形で行なうことは良心の権利と自由を踏みにじり政教分離の原則に反するばかりか、国王の威信をも著しく傷つけるものであると考えて、その形式の変更を強く国王に訴えその論拠を示そうとしたのである。この意見書は結局送られず、未完のままにとどまり、またルイ一六世もこの宣誓を何ら変更せずに行なったのであるが、テュルゴーはこのなかで、聖別式の際の形式変更を勧告する理由を説明した後、その理論的根拠を示している。その構想は次のようである。

テュルゴーはまず、国王が明識のあまりにも欠けていた時代に取り決められた旧い宣誓の形式に従うことは国王個人の「良心」と「正義」とに反するばかりか、「政治的利益」の点からいっても「国民の幸福と国家の安泰に本質的にかかわる」問題であると説明した後、宗教的寛容については、一、「宗教の原則に従って良心の権利を検討する」部分、二、「自然権の原理に従ってこれらの諸権利を確立する」部分、三、「国家の政治的利益との関係において良心の自由の問題を論ずる」部分の三部に分けて論じ、第四部において「真なるものとして認められた「宗教的寛容の」原理をさまざまな情況に適合させ、正義と知恵そのものが不可欠ならしめている変更を準備し、何の混乱もなく行なうために慎重さが必要とさせる措置を研究する」ことを予定していた(四巻五五七―五五八頁)。しかし草稿は第一部の途中までで終わっていてその全容を知ることができないが、この構想からしてこれは、従来の「市民的寛容」の主張を

現実の「国家の政治的利益」の面に集約させて展開しその実現の具体的方策を検討しようとしたものであると推定することができ(その意味で「政治的寛容論」と呼び得るであろう)、それだけでもし完成していたならば、恐らく彼の全生涯の知識と体験とを傾注し透徹した現実認識と誠実な啓蒙主義の心情に支えられて書かれた一大寛容論になっていたであろう、と思われる。しかし残された断片からだけでも十分その姿を知ることができる。

まずテュルゴーは、「……宗教とは神に対する人間の義務の集りである。すなわち最高存在への信仰の義務、他人に関する正義と慈愛の義務、人が自然宗教と呼ぶところのものを構成する理性の単純な光によって知られた義務、あるいはまた、神自身を超自然的な啓示によって人間に教え啓示宗教を形作っているところの義務がこれである。」(同五五八―五五九頁)と、宗教を道徳論的に規定し、マルモンテル批判におけると同様、自己の信仰の立場を理性にもとづく自然宗教ないしは特定の教義から離れた啓示宗教においている。続いてテュルゴーは、宗教的寛容の論拠を大様次の諸点について展開している。一、世界の宗教は多様で各人の信仰は相対的に真理であること。二、宗教は純粹に魂と良心の問題であって政治がこれに関与したりこれを道具としたりしてはならないこと。三、君主は良心の問題に関してはいかなる裁定権ももたず絶対的に「無能力」であること。四、無謬な教会は存在しないこと。五、聖俗両権の本質的差違を認識し相互の領域を侵犯せぬことが絶対的に必要である

ること。六、不寛容や宗教的内乱が聖俗両権の混同から生じたことは歴史がはっきり証明していること(同五五九―五六七頁)。

このようにテュルゴーは、宗教の個人性・相対性・多様性を問題とし、宗教に対する君主の「無能力」と教会の「無謬性」の否定とを論拠とし、さらに過去の「歴史」と現実の「政治的利益」とに照らして宗教的寛容の重要性を切々と国王に説き、開明君主として寛容な政治を行なうよう勧告したのであるが、国王はテュルゴーの誠意を認めながらもこれらの勧告を無視して、歴史の進展に無頓着のまま側近と宗教界の傀儡となって徒らに感激にひたっていたのである。

以上の如くこの政治的寛容論は、イギリスの自然権思想や分離主義の強い影響をうけ、一六・七世紀の宗教戦争時代に培われた現実主義的で功利主義的な考え方やモンテスキュー流の相対主義的思考方法をもとり入れつつ、市民的寛容論をもっぱら王国の「政治的利益」すなわちフランス社会の平和と統一という課題に関連させて理論的に展開しようとしたものであって、ここでのテュルゴーの意図は何よりも迷蒙な君主の開明を促すことであり、啓蒙された君主政体(彼はこのとき立憲君主政体を考えていた)のもとで寛容の政策を一つの基軸として国内の階級勢力の協調を計り強力な統一の国民国家を作り上げることの重要性を訴えることであった。そして彼にとってはその方法こそ危機に瀕したフランス国家を救い得る一つの大きな道であると思われたのである。

ところで筆者はテュルゴーのこの努力は、この時同時に彼が行なおうとした経済財政上の諸改革や政治機構上の改革の努力と同じく、国家主義者としてよりはむしろ国民主義者としての努力として理解し得るのではないか、つまりテュルゴーは一七五〇年代から七〇年代にかけて歴史の提出した諸問題とりわけ経済問題と寛容の問題とを契機として *étatiste* から *nationaliste* に変貌を上げていったと考えることができるのではないか、と思う。たとえばテュルゴーは、一七五〇年当時には、国王こそフランス社会の統一に不可欠な中枢であると考え、民衆については国家の構成体としてよりは単なる個人の集合体としてしか考えていなかったし、市民的寛容の原則を主張しながらも教会に対する国家の優越や裁定権すら認めていたのに対し、一七七〇年頃には、もちろん国王への期待はあったけれどももはや国王は単なる慣習的存在と考えられるようになり、それに代って民衆こそ国家の繁栄と統一の原動力であり担い手であるとなさしく「国民」として意識するにいたり、教会に対する国家の優越や裁定権もはや認めず両者の完全な分離・独立を主張して、同じくフランス社会の平和と統一を問題としながらも、テュルゴーの思考の重点は国王から民衆へ、国家から国民へと移っているのを見ることができるのである。しかしテュルゴーの「国民主義」(*nationalisme*) についてはその「国民」の実体と創出方法とに関して詳細な研究を行なうことが必要であろう。

三 結び——テュルゴー寛容論の特色——

以上筆者は、勉学時代から財務総監の時代にいたるまでに書かれた神学・宗教問題に関する幾つかの作品のなかからテュルゴーの「寛容」の概念を明らかにし、そこに内包されていた問題を摘出しようと試みた。そこには理性宗教論から政治的寛容論にいたる多様な側面からの寛容の思想がみられた。しかもそれらは現実の進展とテュルゴーの問題意識の発展と密着して展開されていた。すなわちテュルゴーは、まず宗教的狂信や形而上学的神学の矯正を望むことによって理性宗教論や道徳的宗教論を説き自然神学・自然宗教論を体系化しようと試みた。そして一度現実の生々しい問題に触れるやフランス社会の平和・繁栄・統一という実践的課題に刺戟されて市民的寛容論、経済論的寛容論、自然宗教論的寛容論および政治的寛容論の形で寛容の思想を展開していったのである。そしてこれらの寛容の思想の根底をなしていたのは第一に自然宗教的心情であって、われわれはテュルゴーにおいて自然宗教が時代批判の武器として一定の歴史的役割を果たしているのを見ることができるのであるが、さらに、宗教の問題を現実の政治や経済の問題と切り離すことなく密接に関連させて考えるという立体的・構造的思考方法、現実の事態の本質を常に冷静かつ客観的に究明し歴史的に事態の根源にまで遡ってその由来を尋ねるべき姿を探索し実証するという経験的・歴史の実証精神、一人の誠実なモナリスストでありながら決して民衆の利益をも無視せず常に国民的

視点に立つてフランス王国の改善・発展と民衆の解放・育成とを同時かつ漸進的に行なおうとする現実的・実際的精神、そしてそうすることによって単にフランス社会の発展に対してばかりでなく人間精神の全般的進歩と人類の発展に対して貢献しようとする啓蒙主義的使命感を挙げることができる。換言すればテュルゴーは、その旺盛な現実意識とりわけフランス社会の二大支柱をなしていたキリスト教と王権の権威に対する鋭い危機意識に媒介されて寛容の問題ととり組み、寛容の問題を一つの契機としてフランス社会の宗教や経済や政治の新しい在り方を探り理論化しようとしたのであって、彼はこの仕事を、人間の知性と理性への絶対的信頼と人間解放への熱烈な意欲を土台とし経験的思考方法と歴史的・実証的分析方法とを用いて行なうとしたのである。従ってテュルゴーの寛容論はもはや純粹の宗教論ではなく、全体として個人の自由の意識と人権思想とを中核とした民主主義政治論となっているのである。

しかし総じてテュルゴーにおいては、経験主義よりも合理主義の方が、また実際の利益に訴える現実主義よりも思弁的理性に訴える普遍主義の方が優位を占めていた。そのため折角の鋭い危機意識も徒らに抽象化されたり道徳化され、その寛容論も特殊フランス的な具体的政策を示すというよりは一般的・原則的議論にとどまり、また徹底して民衆的な次元においてではなくすぐれて啓蒙主義的な形でしか示されなかったのである。そ

れ故思想の現実性^{リアリティ}という観点からすればテュルゴーの寛容論は、その高度な理想主義にもかかわらずいまだ実現の具体的基盤をもたなかっただけに、市民革命下にあつて広汎な包容政策を主張したロック、民衆のなかで民衆とともに鋭い聖書・教会批判によって激しい反教権闘争を展開したヴォルテールやデイドロ、あるいは王国における人民の疎外を暴き徹底して人民の自由と平等を主張したルソーたち程の射程はもたなかったのではないかと思われる。

フランスにおいて寛容の原則と宗教の自由が再確立されるには一七八七年まで待たねばならなかったが、旧制度下の複雑で困難な情況のなかにおかれてテュルゴーが、寛容の問題を媒介として宗教的狂信を批判し、形而上学的スコラ神学を祖上にのせ、社会経済体制の時代錯誤性を指摘し君主の啓蒙を促し、そうすることによって個人に十全な自由と権利を回復し、利己主義に毒された個人ではなく隣人愛と祖国愛とを備えた健全な市民としての個人を中心として強力な統一的国民国家を作り上げようとしたその努力には、十分にその歴史的意義を認めることができるであろう。

追記 紙面の制約により、註は全部割愛しなければならなかった。

(一九六四・七・二七) (千葉商科大学講師)